

## 議会議員政治倫理審査会（第4回）

日 時 令和6年2月14日（水）

午前9時30分

場 所 府中町議会議事堂 第1委員会室

### 議 事 日 程

議長に対する審査結果報告の調整



★政治倫理審査会へ 田中説明 その2 (2024年2月8日提出)

田中伸武

## I パワハラ要件「優越的な関係」について

審査請求が列挙する田中の議会事務局員に対するパワー・ハラスメント疑いは、いずれも厚労省3要件を満たしていない。とりわけ「優越的な関係」は田中側にはない。力関係でいうと、議長ら多数派議員をバックにしたベテラン事務局Aの方が新人議員を圧倒している。

議会の仕組みや慣行を説き、田中提案を事務レベルで押しとどめ、発言を封じる議事を後押しするなど、改革提案の前に立ちはだかる。提案連発を抑える「田中封じ」が行われている。

「優越的な関係」にあるのは、田中でなく、むしろ事務局Aと多数派議員の側である。

### ① 事務局が議員を止める

新人議員が議長選立候補制(所信表明会)の提案を議会事務局に説明した時、事務局Aは「過去に何度も議論したが難しい。臨時議長の下で新制度はできない」などと決めつけ、提案を出しても「事

## 職場におけるパワーハラスメントの内容

厚生労働省ホームページより

### <職場におけるパワーハラスメントとは>

○ 職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすもの。

→ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しない。

| 職場におけるパワハラ<br>3要素    | 具体的な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 優越的な関係を背景とした言動     | <p>○ 当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務上の地位が上位の者による言動</li> <li>・ 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの</li> <li>・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの 等</li> </ul> |
| ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動 | <p>○ 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| ③ 労働者の就業環境が害される      | <p>○ 当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること</p> <p>○ この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当</p>                                                                             |

○ 個別の事案の判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要。

務局として止めます」と頑なだった。新人議員を知識のない素人扱いし、議事運営を事務局が主導する意思と優越的な姿勢を示した。(2020年9月28日など、新人議員と事務局の話し合い)。

このころ新人議員研修が3度にわたって開かれ、事務局Aは議会運営の法規や申し合わせを新人に教える先生役として強い立場だった。



## ② 違法な動議を助言

改選後初臨時会（2020年10月8日）で、新人4人が提案した「…休憩し所信表明会を開くよう求める議案」に対し、力山議員から「議題としないよう求める」動議が出された。この動議は、審議不要を求める違法性があったが、前夜に事務局Aが力山議員に助言していた。事務局Aは、旧木曜会を中心とした多数派議員が同夜、議事堂で会合する使用許可を与えていた。新体制スタートの当初から、事務局と多数派議員が一体となり、新人を優越・圧倒する数の力を見せつけた。

## ③ 不当申し合わせ押し付け

正副議長の任期を「2～1年」の短期に定める申し合わせはポストたらい回しにつながり、原則4年とする地方自治法に反している。これを本会議で議決（他市町は議会外で多数派が任意申し合わせ）する府中は「全国でも例のない」（全国町村議長会事務局）異常な事態である。田中は「法を守り議決しないよう」求めてきたが、事務局Aは臨時会で「任期が変わりましても責任は連続いたします…このまま議長を決めてください」と議員に求めた。（2020年10月8日）

田中はその後も違法性を粘り強く説明したが、事務局Aは聞く耳を持たなかった。2年後の議長改選時にも田中らの反対を押し切り、議決に持ち込んだ。事務局主導で議事が進む力を示した。

## ④ 補正予算で新事業はできない？

インターネット配信に関する議会費の予算要求を論議した際、事務局Aは「高額システムの当初予算計上」にこだわり、田中提案の「安価なYouTubeで補正予算計上」を拒んだ。議長を含めた議員全員に「新しい事業を展開するとき…補正というのはないので、そこは確認させてもらおう」と高圧的に説明した。（2021年1月21日議運）。その後も田中に「補正予算はぶさいく」と強弁し、議会費に関する事業は事務局が差配する姿勢を貫いた。

4か月後、コロナ交付金が見通せると「状況が変わった」として前言を翻し、補正予算を要求した。高圧的な「確認」もひっくり返すご都合主義で、力関係を見せつけた。

## ⑤ 議員の日常活動に介入

議会運営委員会の前日に田中が梶川委員長に会って議事に関する話をしたことについて、事務局Aは「前日に会ったんですか！」「そんなことしない方がいい！」と強くとがめた。（2021年6月21日）。議員の行動に口出ししてまで議事を差配しようとした。この時は、田中の一般質問通告についても「執行部のいい答弁が出るかどうか」などと嫌味を言った。

このころ梶川委員長（現議長）は、田中の意見によっては「次第書を事務局長に書き換えてもらわないといけない」と答えたり、事務局の意向を受けて田中の調査申出書を撤回するよう求めたりするなど、事務局頼みの姿勢で、結果的に事務局が力を得る後押しをしていた。

## ⑥ 違法でも多数決で「合法」

2021年2月21日の全協で質疑討論の前に採決を求める動議が児玉議員から出され、益田議長が

これを諮って多数決する異常な議事運営があった。5月31日の議運で論議した際、「審議不要の動議は絶対に出せない」（「議員必携」149頁）ため議長判断は違法だったと田中は指摘したが、議長は答えず事務局Aが釈明に立ち、「即決動議として出したから審議不要とは違う」などと強弁した。他の多数議員も同調した。本来の即決動議は議案を委員会付託しない意味である。解釈を捻じ曲げて事務局と多数派が議会運営を牛耳る優位性を示した。

#### ⑦ 田中には言うな、一派なのか

2021年10月半ばごろ、田中が自主勉強会を企画し、予定されていた災害特別委員会と日程調整しようと事務局に尋ねたが、事務局Aはいまいな応答で、まもなく日程が決まっても委員長らに「田中には言うな」と口止めした。日程調整ができる事務局の立場を利用した嫌がらせだった。

事務局Aと多数派議員は、事務局を訪れる新人議員に対し、しばしば「田中事務所に入出入りしているのか」「一派と見られるよ」など声を掛ける陰険な嫌がらせもあった。

#### ⑧ 議員メールをコントロール

事務局は一斉メール発出にあたり、議員の自主活動には便宜を図らないが外部からのPR等はノーチェックで流す対応をとっていた。田中はあべこべ対応だと指摘し、メールは議員活動に活用した上で出所不明の外部メールは止めるよう事務局に求めた。（2021年10月上旬ごろ）。事務局Aは、たとえ暴力団であっても外部要請には応じる固い方針を説明した。後に外部からの垂れ流しは取り止めとなったが、議員への便宜供与はしないままの状態が続く。

#### ⑨ 議員の一般質問に介入

新人議員が一般質問している最中に、事務局Aが突然「議員の皆様申し上げます……一般質問の



答弁者を指定することは議員にはできません」と命令口調で議員を注意した。（2022年6月28日、定例会）。一般質問は町政を質す議員活動の柱であり、答弁者が答弁しないことはあっても議員が指名できないことはあり得ない。事務局Aの注意は越権行為であり、議員の発言を不当に封じた。

#### ⑩ 議長が注意するかもしれませんよ

2022年9月5日、田中が環境問題に関する一般質問通告書を事務局に出したところ、「所属委員会に関する項目がある」と内容に介入。「基本計画にどう位置付けるか」という項目が基本計画を所管する部課に該当するという重箱の隅のような口出しだった。田中が「事務局は質問を後押しすべき

だ」と言うと、事務局Aは「そんなこと言っていると別の議員から議事進行が出て議長が注意するかもしれませんよ。その時は従ってください」と議長らを引き合いに出し、命じるように注意した。

#### ⑪ 議案提案権をないがしろに

議長選に関する所信表明会の提案は、2020年に続き2022年9月定例会でも新人議員4人が提出したが、益田議長は開会時に議案を上程せず、議員の議案提案権をないがしろにした。この提案は、定例会に先立つ議運（9月7日）でも田中が事務調査申出書を提出したが、梶川委員長は「委員が2年前と変わっていない」という不当な理由を主張して議題に上げず、多数決で追認した。事務局の助言と委員長権限の濫用によって、田中をはじめ準備していた何人もの議員が発言できなかった。

#### ⑫ 「あなたとは話さない」「追い出す権限がある」

事務局Aは田中に対し、しばしば「あなたと話したくない」と対話を拒否し「部屋から追い出す権限がある」と優位的立場ととれる発言をする。「権限の根拠を示せ」と田中が問うと、事務局Aは2023年9月15日、「府中町不当要求行為等対策要綱」のコピーを田中に手渡した。職員に警察権はないのに圧力をかけ、職場での優位性を示した。

#### ⑬ 「懲罰!」「権限!」

議員へのタブレット配備を議会費として予算要求する説明が2023年11月27日の総務文教委員会後に行われた。議論が不十分だったため田中は「もっと話し合おう」と訴えたが、山口委員長は「これで予算要求する。反対なら予算委員会でやってほしい」と議論を終わらせ、食い下がる田中に「チョウバーツ!」と大声で叫びながら退室した。事務局Aも「ケンゲンです!」と叫びながら一緒に退室した。2人で委員会を圧倒する優位的立場を示した。

#### ⑭ 無断の隠し録音、写真撮影

事務局は、田中との会話をしばしば録音する。時には了解を求め、時には無断で行う。2022年4月7日には、田中と議長が議長室で議論していたところへ事務局Aが突然あいさつもなしに入室し、黙って録音機を差し出した。傲慢で無礼だが、事務局が管理する場所だと思い込んでいるがゆえの行為と思われた。録音は無断を含め10回以上あるとみられる。田中の何らかの発言を引き出そうとするかのようなやりとりも多い。

## II 審査会業務と健康問題について

1月23日の第2回審査会前に、事務局員から不安神経症の診断書が1月15日に提出されたと議長報告があった。大変気の毒なことだ。パワハラと関係があるなら休業、退職が必要だ。公務災害も申請しなければならない。2020年10月以降の症状とされるが、この3年余の間、事務局員は府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱の対象だった。担当部局の措置は及ばなかったのか。現在、症状に影響を及ぼす可能性がある審査会事務局の業務をしている。健康が懸念される。

### III 審査委員の公正さと議会の品位

審査請求した議員が審査委員の大半を占め、第三者性が課題の審査会にあって、委員の二見議員は立場をわきまえず街頭宣伝やウェブ上で田中個人をあげつらう訴えを行っている。町民に不審の声もある。審査会委員長は対処しているのか。審査会の公正さばかりか、設置した町議会の公正さと品位にも疑問符がつく。



審査請求提出時、議員より先にプレスリリースが出され、テレビ局にはさらに先立って提出風景まで撮影させた。当該議員には連絡しないままマスコミに追わせるなど嫌がらせ同様の広報だった。二見議員は隠し録り音声テレビ局に流し、事務局Aも他の局に「音声は二見議員が提供」と仲介した。事態が分からず事務局に駆け付けた田中に向かって事務局Aは無言でカメラを向け撮影した。人権を軽視した非礼行為は議会の品位にもとる。

### IV 事務局員の意見（第3回審査会）について

2月6日の審査会で事務局Aが述べた意見は、田中と事務局の過去のやりとり（2020年9月～2022年9月）の紹介に多くの時間が割かれた。ネチネチしたやりとり音声もあったが、法令解釈や議事をめぐる意見交換と資料分析の論争に相当な時間が費やされていたことが改めて示された。

田中には越権行為と見える事務局Aの言動も、「適法性の中で…積極的に助言する義務」（自治日報社「議員・職員のための議会運営の実際14」）に基づくものであり、府中の異例議事も「議会の自律権」（「議員必携」の解説）の発揮だと説明された。田中が議長に提出した数々の意見書も審査会に提出され、事務局Aが引き取って反論したり批判を加えたりした。これらは、事務局Aが議会運営に大きな力と責任を自覚している表れだと分かった。

事務局Aは田中の説明書を「気持ち悪い。自分勝手に自己愛に満ちたサディスティックな文章」と評し、田中の話し方が「洗脳の手法」とする説明もあった。感情的、印象的な視点で田中に向き合っている一面が示された。パワハラ背景説明としては理解し難いものだった。

### V 町民に開かれた議会で議論の活性化を

議会は町民のものであり、議員や事務局の力関係によって少数者の提案や発言が封じられることがあってはならない。町民の期待に応えるため、議論を活性化し、より民主的で開かれた議会をつくらうではないか。政治倫理を論じる場で秘密会などあってはならない。

以上





令和〇年〇月〇日

府中町議会議長  
梶川 三樹夫 様

府中町議会議員政治倫理審査会委員長  
力山 彰

府中町議会議員政治倫理審査会の審査結果について（報告）

令和5年12月25日付で審査の請求があったこの件につき、府中町議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第8条の規定により、下記のとおり報告する。

## 記

### 1. 審査の請求内容

#### (1) 審査請求者

代表者 二見 伸吾 議員、川上 翔一郎 議員（※）、西山 優 議員、  
山口 晃司 議員、力山 彰 議員、益田 芳子 議員、児玉 利典 議員、  
木田 圭司 議員

#### (2) 審査対象議員

田中 伸武 議員

#### (3) 違反する疑いがある規定

政治倫理条例第3条第1号 町民全体の代表者としての品位と名誉を損なう  
ような一切の行為を慎むとともに、その職務に関して町民の疑義を招くお  
その行為をしないこと

同条第4号 職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力  
を不正に行使するよう働きかけないこと。

#### (4) 審査請求の対象となる内容

田中伸武議員（以下「対象議員」という。）は、令和2年の府中町議会議員

(案)

選挙当選以降、自らの主張に不都合な法や会議規則、規定等を遵守しないよう議会事務局職員に要求し、それが受け入れられないと強要又はパワー・ハラスメントを行った疑いがある。

府中町議会は、議会として、また、各議員が、当該行為をやめるよう努力を続けたが、効果がなかった。

なお、審査請求書には、参考１として、府中町議会としての対応が、別紙２及び別紙３として、当該違反を疑うに足る事実を証する資料が添付されている。

２．審査の結果

審査請求の対象となった内容は、政治倫理条例第３条第１号及び同条第４号に違反する事実があると認める。・認めない。

３．審査会が必要と認める措置の勧告（必要に応じる）

本審査会は、必要と認める措置として、次のとおり講じるよう勧告する。

(１) ……

(２) ……

(３) ……

４．審査の経過

| 開催日      | 会 議    | 主 な 内 容                                                                                                                                       |
|----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和６年１月９日 | 第１回審査会 | ・ 正副委員長互選<br>・ 審査会に関する確認<br>審査等における注意事項など<br>・ 政治倫理基準違反の確認<br>条例に規定される違反事項の確認<br>・ 政治倫理基準違反の審査請求<br>審査請求代表者から、審査請求内容の説明<br>・ 次回審査日程と出席要求議員の決定 |
| １月２６日    | 第２回審査会 | ・ 審査対象議員による審査に係る事項の説明<br>・ 審査対象議員の説明に対する事情の聴取<br>・ 次回審査日程の決定                                                                                  |
| ２月６日     | 第３回審査会 | ・ 審査会が出席を求める者に対する意見等の聴取<br>(１) 事務局員                                                                                                           |

(案)

|       |        |                                                        |
|-------|--------|--------------------------------------------------------|
|       |        | (2) 狩野 雄二 議員<br>・次回審査内容・日程の決定<br>・次回審査会を秘密会とする決定       |
| 2月14日 | 第4回審査会 | ・議長に対する審査報告結果の調整<br>政治倫理条例基準違反の判定・審査<br>会が必要と認める措置等の協議 |

5. 報告書を取りまとめるに当たって出された主な意見

- (1) 審査会の日程は、できるだけ急いで結論を出すべきだが、反面、公平・慎重な審査も必要。

6. 政治倫理審査会 委員名簿
- |      |            |
|------|------------|
| 委員長  | 力山 彰       |
| 副委員長 | 木田 圭司      |
| 委員   | 川上 翔一郎 (※) |
| 委員   | 西山 優       |

(案)

|    |       |
|----|-------|
| 委員 | 山口 晃司 |
| 委員 | 二見 伸吾 |
| 委員 | 西 友幸  |
| 委員 | 児玉 利典 |
| 委員 | 益田 芳子 |

(政治倫理条例第5条第2項の規定により、政治倫理審査会委員には、議会運営委員会委員をもって充てる。)

以上

※ 川上 翔一郎議員は、令和6年1月30日付け議員辞職。